

一般財団法人長野県剣道連盟 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人長野県剣道連盟（以下「県剣連」という）の組織運営及び剣道（居合道及び杖道を含む。以下同じ）の普及振興等に関わるすべての関係者が、県剣連が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、「一般財団法人長野県剣道連盟における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、県剣連の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、県剣連に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は、評議員、役員、相談役、参与、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という）並びに県剣連の主催する大会・行事等の関係者、県剣連に所属する称号・段位保有者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは定款第10条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは定款第25条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 相談役とは定款第40条に規定する相談役をいう。
- (4) 参与とは定款第40条に規定する参与をいう。
- (5) 委員会委員とは専門委員会の委員長及び委員をいう。
- (6) 職員とは定款第42条に規定する常勤の事務局長及び事務局職員をいう。
- (7) 県剣連の主催する大会・行事等の関係者とは、県剣連が主催する大会、審査会、講習会・研修会等の審判員、審査員、講師及び大会・行事等の運営に関わる者並びに監督・コーチ、選手、各種行事参加者をいう。
- (8) 県剣連に所属する称号・段位保有者とは、県剣連登録会員で、全日本剣道連盟称号（錬士以上）・段位（初段以上）の保有者をいう。

(基本的責務)

第3条 県剣連の役職員等及び関係者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等並びに公益財団法人全日本剣道連盟綱紀委員会規則を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

- 2 「一般財団法人長野県剣道連盟における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践すること。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び関係者等は、暴力、各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、剣道の理念を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

- 2 役職員等及び関係者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役職員等及び関係者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

- 4 役職員等及び関係者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役職員等及び関係者等は、組織内外の金銭の横領、不適切な報酬や手当等、接待や供給の直接的または間接的な強要、受領もしくは提供、施設使用や用器具等の購入に関わる贈収賄行為等を行ってはならない。
- 6 役職員等及び関係者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、県剣連の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- 7 役職員等及び関係者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係をもってはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員等及び関係者等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、担当理事は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等及び関係者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、「公益財団法人全日本剣道連盟綱紀委員会規則」に従って厳正処分等を行う。なお、職員の処分については別に定めるところによる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和4年6月19日から施行する。